

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱

制定23食産第4049号
平成24年4月20日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成25年	2月26日	24食産第5339号
改正	平成25年	5月16日	25食産第357号
改正	平成26年	2月6日	25食産第4144号
改正	平成26年	4月1日	25食産第4492号
改正	平成27年	2月3日	26食産第3801号
改正	平成27年	4月9日	26食産第4354号
改正	平成27年	8月20日	27食産第1514号
改正	平成28年	1月20日	27食産第4379号
改正	平成28年	4月1日	27食産第5496号
改正	平成28年	10月11日	28食産第2904号
改正	平成29年	3月31日	28食産第5497号
改正	平成30年	3月29日	29食産第5463号
改正	平成31年	3月29日	30食産第5163号
改正	令和2年	3月31日	元食産第5790号

第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

本事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第2 目的

農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

第3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

採択基準については、食料産業局長、生産局長又は水産庁長官（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若し

くは廃止については、１に準じて行うものとする。

第６ 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第７ 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第８ 収益納付

- 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 国は、１の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第９ その他

- 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月１日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- この要綱は、平成２４年４月２０日から施行する。
- 農山漁村６次産業化対策事業実施要綱（平成２２年４月１日付け２１総合第２０７４号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２農振２３１０号農村振興局長通知）及びソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２環第２８８号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- ２に掲げる通知により平成２３年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。
- 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について（平成２２年４月１日付け２１農振第２４９９号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成２１年４月１日付け２０農振第２１４１号）に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

附 則

この要綱は、平成２５年２月２６日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成２５年５月１６日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２６年２月６日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２７年２月３日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２７年４月９日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２７年８月２０日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年１月２０日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年１０月１１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
I 農山漁村 6次産業 化対策事 業		
1 6次産業 化の推進		
(1) 6次産業 化中央サ ポート事 業	1 6次産業化中央サポートセンター事業 6次産業化都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、6次産業化中央サポートセンターを設置し、民間の専門家の選定、登録、派遣等を行う。 2 外食・中食等における国産食材活用促進事業 外食・中食産業において地場産食材及びジビエの活用を促進し、付加価値向上による外食・中食産業の活性化を図るため、産地懇談会の開催、情報受発信体制の整備等を行う。	1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 持続可能 な循環資 源活用総 合対策事 業	1 循環資源活用対策事業 (1) 地域資源活用展開支援事業 市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用して行う農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画の策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談及び地域循環資源を活用した地域活性化の取組の全国的な普及活動を行う。 (2) 営農型太陽光発電システムフル活用事業 営農型太陽光発電で発電した電気を自らの農業経営の高度化に利活用するモデルの構築に向け、営農型太陽光発電設備下部で電動農業機械や環境制御装置等を使用し、又は発電設備を営農に活用する取組の実証調査を実施し、その電気の利活用に当たっての課題解決に向けた検討を行う。 (3) 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業 事業系食品廃棄物の下水処理場バイオガス化施設への導入に向けた事業計画の策定や試験投入を行うとともに、事業可能性調査を実施するため、食品廃棄物のエネルギー利用としての適正調査及び課題解決に向けた検討を行う。 2 食品ロス削減等推進事業 (1) 納品期限の見直し事業 納品期限の見直しに取り組む企業の拡大に向けた検討、調査研究等を行う。 (2) 適正発注の推進事業	2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(3) 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業 2 流通・加工構造の改革 (1) 食品等流通合理化	販売機会の損失を防ぐための措置と食品ロスに関連性について、ヒアリングを中心とした実態調査を行い、適正在庫等の分析を行う。 (3) 優良者表彰の開催事業 食品産業の持続可能な発展に向けた優良な取組について表彰を行う。 (4) フードバンク活動マッチング支援事業 フードバンク活動における、食品関連事業者の供給情報と受入側の需要情報等を一元的に管理できるマッチングシステムの実証・構築を行う。 1 食品産業プラスチック資源循環対策事業 使用済みPETボトルについて、新たなリサイクルモデルの構築を行う。 2 漁業における海洋プラスチックごみ問題対策事業 漁業系海洋プラスチックごみ削減対策事業 漁業・養殖用プラスチック資材の使用量削減方策や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材への転換の検討等を支援する。また、新たに技術を導入して行う漁業系プラスチックごみ削減若しくは適正処理の推進方策に関する漁業関係者も含めた地域での意見交換又は漁業関係者への普及を支援する。 3 農畜産業プラスチック対策強化事業 (1) 施設園芸における廃プラスチック対策の推進事業 廃プラスチックの排出抑制、循環利用の促進のための新たな技術や手法の実証及び実証の方向性を定め、成果を検証する検討委員会を行う。 (2) 生分解性マルチ導入の推進事業 生分解性マルチの利用を進めるため、生産現場での生分解性マルチの耐久性や強度に関する現地実証・普及啓発を行う。 (3) 畜産廃プラスチック削減対策推進事業 廃プラスチック対策の推進に向けた基礎を構築するため、サイレージ用ラップフィルムの適切な使用方法、生分解性飼料梱包材等の使用効果に係る実証・普及啓発を行う。	3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体 4 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体 5 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
促進事業		
i 農産物等 物流業務 効率化モ デル形成 事業	青果物流通の高度化を実現するため、生産者、流通事業者、実需者等が連携し、複数産地や異業種との共同輸送体制や新たな船舶輸送体制の構築等に向けた新たな流通高度化技術・方式、簡素化した出荷規格による新しい流通形態等に取り組む際に必要な導入実証等を行う。	6 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
ii 輸出拠点 ・流通新 技術導入 モデル形 成事業	1 調査・実証事業 生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、流通業者等による卸売市場の輸出拠点化や市場間におけるＩＣＴを活用した新たな流通技術の整備に必要な調査・実証を行う。 2 設備・機器リース導入事業 生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、流通業者等による卸売市場の輸出拠点化や市場間におけるＩＣＴを活用した新たな流通技術の整備に必要な設備・機器のリースによる導入を行う。	7 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 食品の品質・安全管理サポート事業	H A C C P に沿った衛生管理の制度化に対し、食品等事業者が衛生管理を円滑に導入・運用できるよう、手引書の解説書作成等のための課題解決モデル実証を行うとともに、人材育成のための研修会の開催を行う。	8 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 食品産業イノベーション推進事業	1 モデル実証事業 (1) 革新的技術活用実証事業 人手不足の解消や生産コスト低減、経営管理能力向上のためのロボット、ＡＩ、ＩｏＴ技術の導入等による生産効率向上など、革新的であり、かつ新規性のある技術の活用実証を支援する。 (2) 業種別業務最適化実証事業 専門家の工場診断や改善指導による生産性向上などを通して、業務の最適化や人材育成を図る取組を支援する。 (3) コンソーシアム共同実証事業 食品事業者、機械メーカー、情報関連企業、研究機関等を構成員とするコンソーシアムが、業種横断的な機器・システムの開発・構築から活用実証までを行う取組を支援する。 (4) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証	9 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
Ⅱ 農山漁村 6次産業 化対策地 方公共団 体事業 1 6次産業 化の推進 (1) 6次産業 化都道府 県サポー ト事業	事業の運営・管理 （１）から（３）までの事業について、事業実施主体の公募に係る審査等を行う審査委員会及び事業評価等を行う評価委員会の開催、事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。 2 研修会等の開催 1による実証結果等も活用し、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会等の開催や業界内で普及する取組を行う。 1 関係機関との連携を確保したサポート機関事業 6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善戦略を支援するため、都道府県段階に関係機関と連携の下で行う支援体制の整備を行う。	10 都道府県

別表 2（第 5 関係）

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分		事業承認者
I 農山漁村 6 次産業化対策事業		
6 次産業化中央サポート事業の事業実施主体		食料産業局長
持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施主体		食料産業局長
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち食品産業プラスチック資源循環対策事業の事業実施主体		食料産業局長
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち漁業における海洋プラスチックごみ問題対策事業の事業実施主体		水産庁長官
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち農畜産業プラスチック対策強化事業の事業実施主体		生産局長
食品等流通合理化促進事業のうち農産物等物流業務効率化モデル形成事業のうち青果物流通技術実証等の取組事業の事業実施主体		
	北海道に所在する事業実施主体	生産局長
	沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
食品等流通合理化促進事業のうち輸出拠点・流通新技術導入モデル形成事業の事業実施主体		食料産業局長
食品の品質・安全管理サポート事業の事業実施主体		食料産業局長
食品産業イノベーション推進事業の事業実施主体		食料産業局長
II 農山漁村 6 次産業化対策地方公共団体事業		
6 次産業化都道府県サポート事業の事業実施主体		
	地方農政局の管轄区域内（注）に所在する都府県	地方農政局長
	北海道	北海道農政事務局長
	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。